
韓国の言論被害救済制度



국민과 언론을 이어주는 —
언론중재위원회

韓国の言論被害救済制度

I. 言論仲裁委員会の機能と役割

1. 設立の背景及び法的根拠
2. 言論仲裁委員会の構成
3. 言論仲裁委員会の法的地位
4. 調停対象媒体及び請求権
5. 調停手続き及び法的効力
6. 仲裁手続き及び法的効力

II. マスコミ調停・仲裁処理現況

1. 年度別の調停事件処理現況
2. 年度別の仲裁事件処理現況

III. 主要マスコミ調停の事例

1. 訂正報道の事例
2. 反論報道の事例
3. 事後報道の事例
4. 事後報道と損害賠償の事例
5. 記事露出の除外・検索の遮断や損害賠償の事例

IV. 言論仲裁委員会のその他の業務

1. 是正勧告
2. 選挙記事の記事審議委員会
3. マスコミ被害救済及び紛争予防教育など

韓国の言論被害救済制度

I. 言論仲裁委員会の機能と役割

1. 設立の背景及び法的根拠

言論被害の救済は、欧州の報道評議会やオンブズマン制度のような自主規制機構の苦情処理手続き、又は、裁判所の訴訟手続きを通じて行われるのが一般的である。しかし、自主規制機関による救済は法的強制力が保障されないため、実効性を確保しにくく、また、裁判所の訴訟による救済の場合も多くの時間と費用がかかるという短所がある。そこで、迅速な紛争解決手続きを有し、かつ、被害救済の法的実効性を担保することができる制度が必要とされ、1981年法律に基づき、言論仲裁委員会が設立された。¹

2. 言論仲裁委員会の構成

言論仲裁委員会は、委員長1名と副委員長2名を含めた90名の仲裁委員で構成されている。仲裁委員は、文化体育観光部長官が委嘱し、委員長は、仲裁委員の中から互選する。実際の調停・仲裁の業務を処理する各仲裁部は5名で構成される。仲裁部長は現職裁判官(部長判事)が務め、10年以上取材・報道業務に従事した元ジャーナリスト、弁護士、そしてマスコミ学及び法学教授などで構成される。

現在、全国に18の仲裁部が設置されており、そのうちソウル地域には8つの仲裁部、その他には各地域を管轄する10の仲裁部がある。各仲裁部は、合理的かつ効率的な調停案を提示してマスコミの報道による被害者とマスコミとの紛争を円満に解決している。

3. 言論仲裁委員会の法的地位

言論仲裁委員会はマスコミ報道による紛争の調停・仲裁を担当する機関としてマスコミと被害者との間の司法的な紛争の解決を図るという点で、準司法的な機構とも言える。言論仲裁委員会は、政府の出資金及び放送事業者の分担金などから充当された放送通信発展基金を運営財源としている。言論仲裁法上の仲裁委員は、法律と良心に従って独立して職務を遂行し、職務上どのような指示や干渉も受けないこととされており、仲裁部の独立性と中立性が厳格に保障される。仲裁委員については、裁判官に準じ、除斥、忌避制度が適用される。

また、言論仲裁法は、言論仲裁委員会に対して、マスコミ報道による個人的、社会的、国家的な法益侵害事項を審議して是正を勧告できる権限を付与することで、言論仲裁委員会が言論紛争を解決す

¹ 言論仲裁委員会は、言論の自由と個人の人格権の間との調和を目的としており、数回の関連法の制定・改正を経て、現在は“言論仲裁及び被害救済等に関する法律”(以下‘言論仲裁法’という。)に基づいて運営されている。

る司法的機能とともに言論活動に対する'公的な審査委員会'としての職務を遂行することとしている。

4. 調停対象媒体及び請求権

言論仲裁委員会の調停・仲裁対象となる媒体は新聞、放送、雑誌など定期刊行物、インターネット新聞、インターネットニュースサービス、インターネットマルチメディア放送(IPTV)である。新聞、放送などと共に直接記事を生産するマスコミ社のみでなく、マスコミの記事を媒介したり、提供するポータルなどのインターネットニュースサービスも調停・仲裁の対象としている。

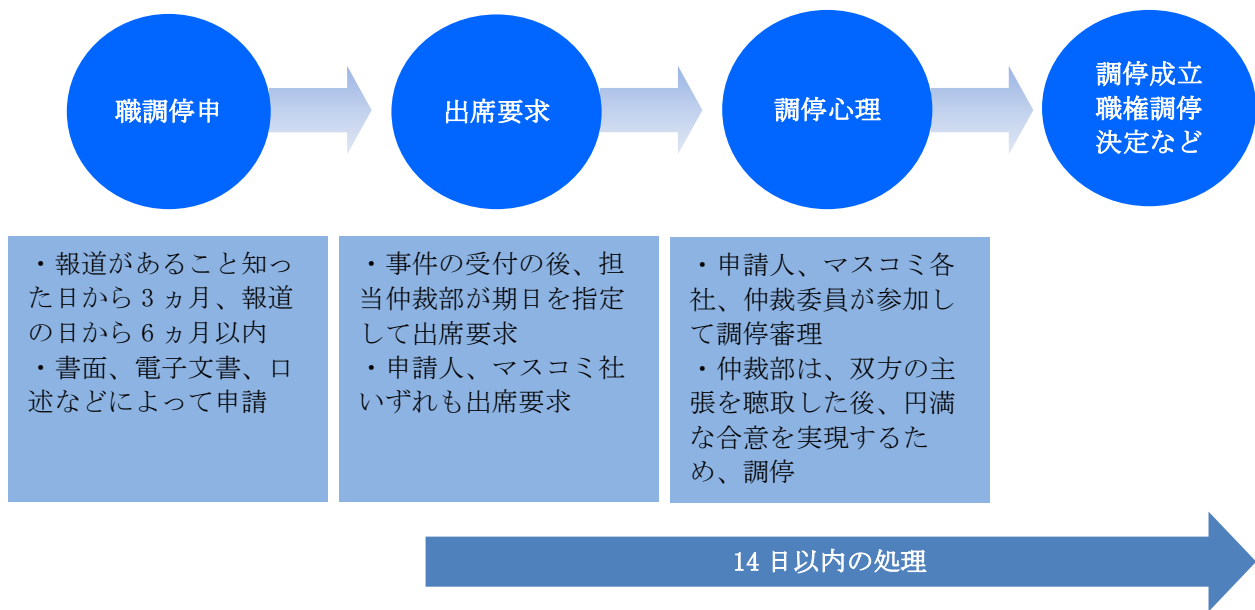
マスコミ報道によって被害を受けたと主張する者(申請人)は、報道があることを知った日から3ヵ月、報道があった日から6ヵ月以内に言論仲裁委員会に調停・仲裁を申請することができる。申請人が言論仲裁委員会に請求できる権利には、事実とは異なる報道内容を訂正することを要求する訂正報道請求、一方的な報道に対して反論する機会を要求する反論報道請求、報道による被害に対して金銭的な賠償を要求する損害賠償請求がある。これとは別に、犯罪被害者又は被疑者として報道されたが、後日無罪判決またはこれと同等な形で終結された場合、無罪であるという事実の報道を要求する事後報道を請求することもできる。

申請人は、各請求権を併合して申請することができ、また、選択的または予備的に申請することもできる。調停申請後、調停の手続きの進行中にも請求権の変更など、申請趣旨の変更をしたり、併合して請求したりすることができる。

5. 調停手続き及び法的効力

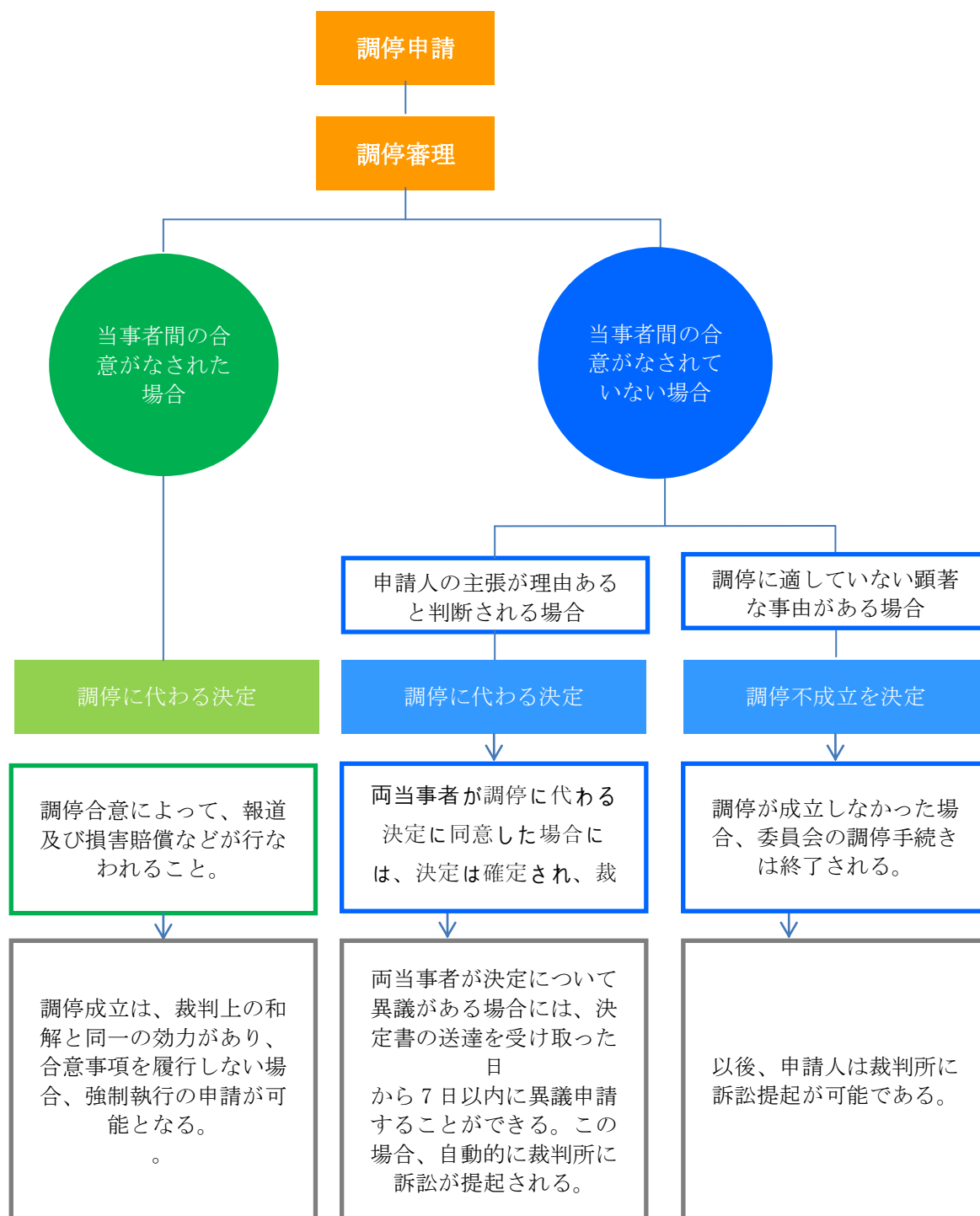
言論仲裁委員会の調停手続きは、マスコミ報道によって被害を受けた人が言論仲裁委員会に調停申請書を提出することで開始される。調停申請は、書面、口述、電子郵便の方法の中から選択して行うことができる。

調停申請が受理されると、仲裁部は、調停期日を定め申請人やメディアなどに出席を要求して、調停審理を開いて両当事者の意見を聴取した後、双方が円満に合意できるように調停する。仲裁部は、調停の審理を通じて、調停対象の紛争に関連した事実関係と法律関係とを当事者たちに説明・助言したり、折衷案を提示したりするなど当事者の合意を勧める。調停は、受付後14日以内に処理することを原則とし、仲裁部が職権で調停に代わる決定(職権調停決定)を下す場合には21日以内に処理する。出席要求を受けた被申請人のマスコミが調停の審理に2回欠席する場合には、申請人の申請の趣旨どおり合意したものと見なし、また、申請人が2回欠席する場合には申請を取り下げたものと見なすことで、手続的迅速性と制度的実効性を担保している。



調停の結果、両当事者が合意して調停が成立した場合には、裁判上の和解と同一の効力を持つこととなる。マスコミ社は、調停合意した内容の通りに訂正・反論報道及び損害賠償を履行しなければならず、マスコミ社が合意事項を履行しない場合、申請人は裁判所に強制執行を申請することができる。当事者間に合意がなされていないが、申請人の主張に理由があると判断される場合、仲裁部は職権でマスコミ社に訂正・反論報道と損害賠償をするよう決定を下すことができる。また、当該決定について両当事者が皆同意した場合には、決定は調停の成立の場合と同じく裁判上の和解と同一の効力を有することとなる。さらに、仲裁部が職権で決定した内容について、当事者の一方が決定に異議を提起した場合には、調停決定は効力を喪失することになり、同事件は自動的に裁判所に送付され、訴訟手続きが進められる。

仲裁部は、当事者間の合意不能など調停に適合しなかった顕著な事情がある場合には、調停不成立の決定を下すことができる。また、調停申請が不適法であると判断したときには却下、申請人の主張に理由ないことが明白なときには調停申請を棄却することができる。

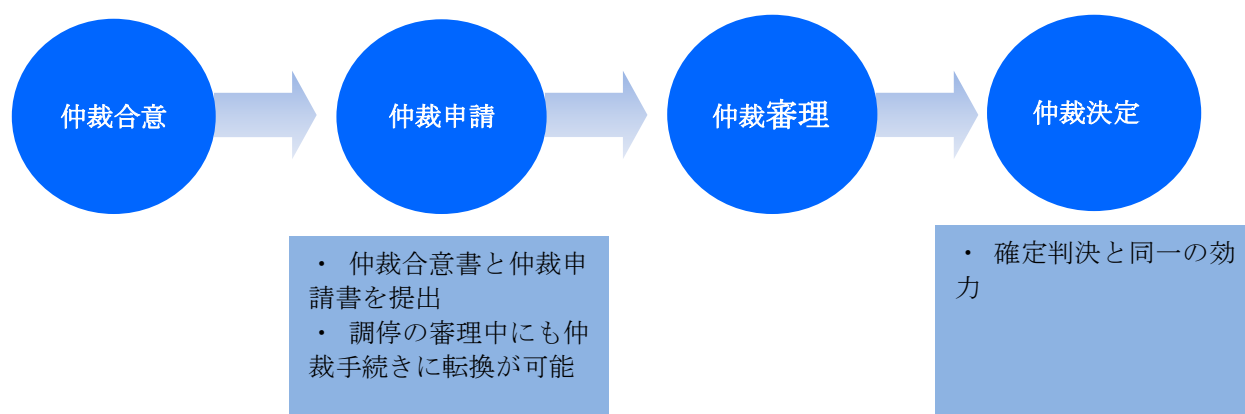


6. 仲裁手続き及び法的効力

マスコミ報道による被害者の申請で開始される調停の手続きとは異なり、仲裁手続きは申請人と被申請人との間に仲裁部の決定に従うこととする事前の合意がなければならぬ。両当事者が訂正報道請求などのマスコミ関連の紛争に対する仲裁部の決定に従うという合意内容(仲裁合意書)を記載した

仲裁申請書を提出した場合に、仲裁部は、審理を通じて、最終的な判断を下すこととなる。当事者間の合意を実現するための調停手続きとは異なり、仲裁は、裁判所の裁判と同じく仲裁部の仲裁決定によって、事件が終決される手続きである。

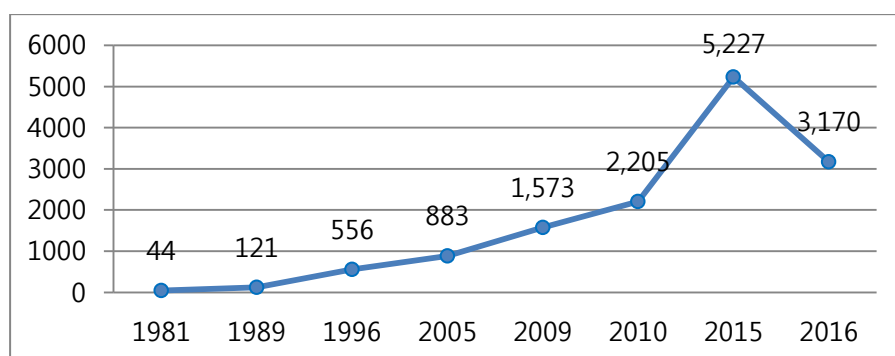
仲裁決定は確定判決と同一の効力があり、マスコミ社は、仲裁部が訂正報道など仲裁決定した事項を履行しなければならない。マスコミ社が、該当内容を履行しない場合、申請人は裁判所に履行を強制するように請求することができる。仲裁申請は、調停の審理中にも行うことができ、この場合、意見調停申請は取り下げたものとみなされる。



II. マスコミ調停・仲裁処理現況

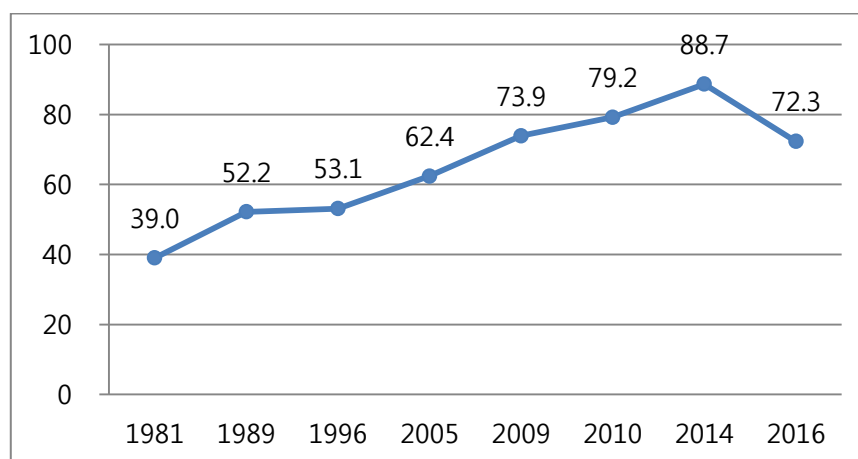
1. 年度別の調停事件処理現況

言論仲裁委員会が設立された1981年には、言論仲裁委員会が処理した調停件数は44件にすぎなかったが、1989年から毎年100件以上増加する傾向を見せた。言論仲裁法が制定された2005年からは、既存の訂正や反論報道請求のほか損害賠償請求を扱うことができるようになったことから、調停件数が比較的大幅に増加した。言論仲裁法の改正に基づき調停の対象媒体が、インターネット・ポータルにまで拡大された2009年には、1,500件を越え、2010年以降は毎年2千件以上を処理している。



<年度別の調停事件処理現況>

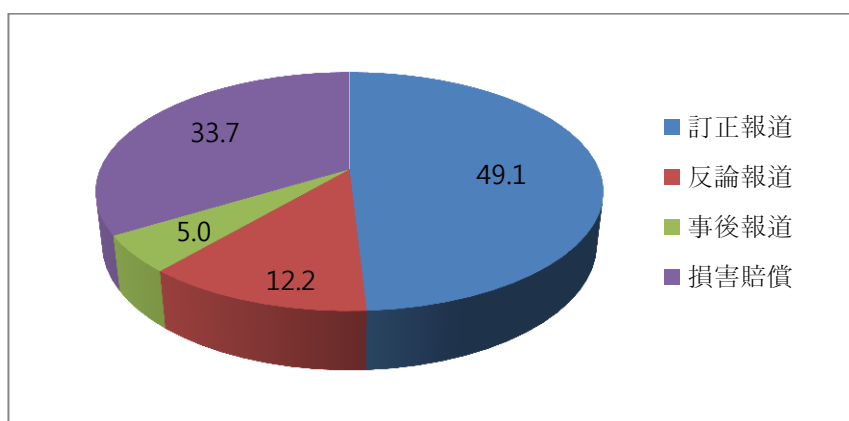
被害救済率も、設立初期には39.0%に過ぎなかったが、近年は70%以上を維持している。2016年委員会が処理した調停事件は3,170件であり、被害救済率は72.3%であった。²



<年度別の被害救済の現状>

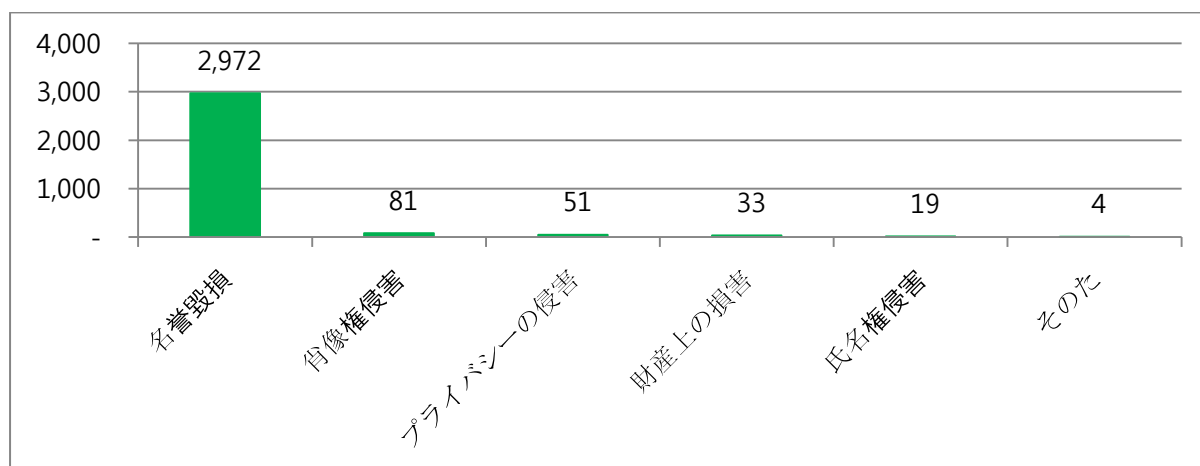
² 被害救済率は全体調停請求事件で棄却されたり、却下された事件(すなわち請求要件が適していない事件)を除いた事件のうち、訂正報道など被害救済の報道が掲載されたり、損害賠償が行われた事件が占める割合を意味する。

2016年の請求権別調停内容を見ると、訂正報道請求が1,555件(49.1%)で最も多く、損害賠償請求が1,069件(33.7%)、反論報道請求386件(12.2%)、事後報道請求160件(5.0%)の順であった。



〈請求権別の調停の現況〉

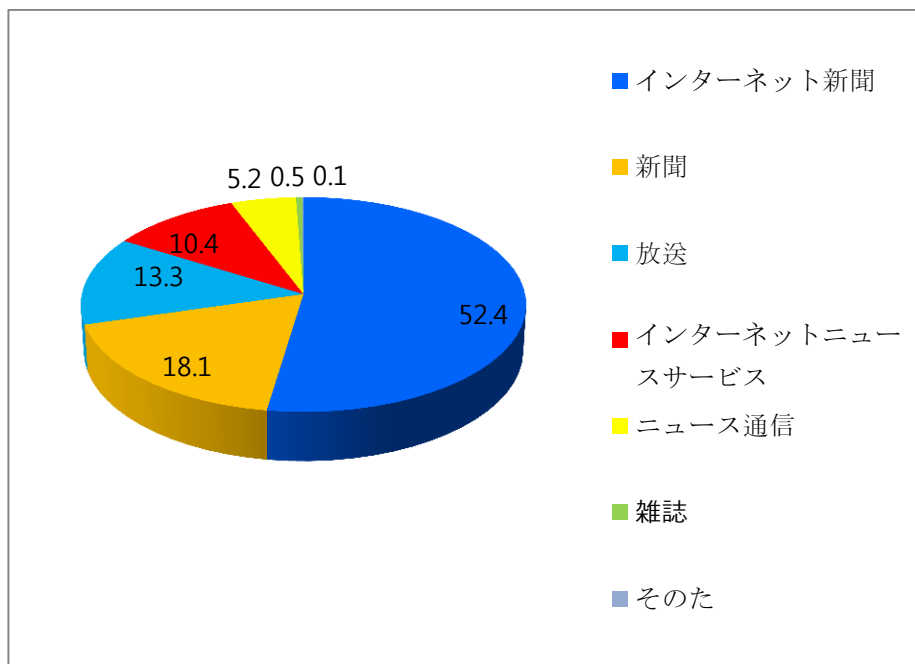
2016年侵害類型別に調停内容を見ると、名誉毀損による請求が2,972件(93.8%)と、大半を占め、続いて肖像権侵害81件(2.6%)、プライバシーの侵害51件(1.6%)、財産上の損害33件(1.0%)、氏名権侵害19件(0.6%)の順であった。



〈侵害類型別の調停の現況〉

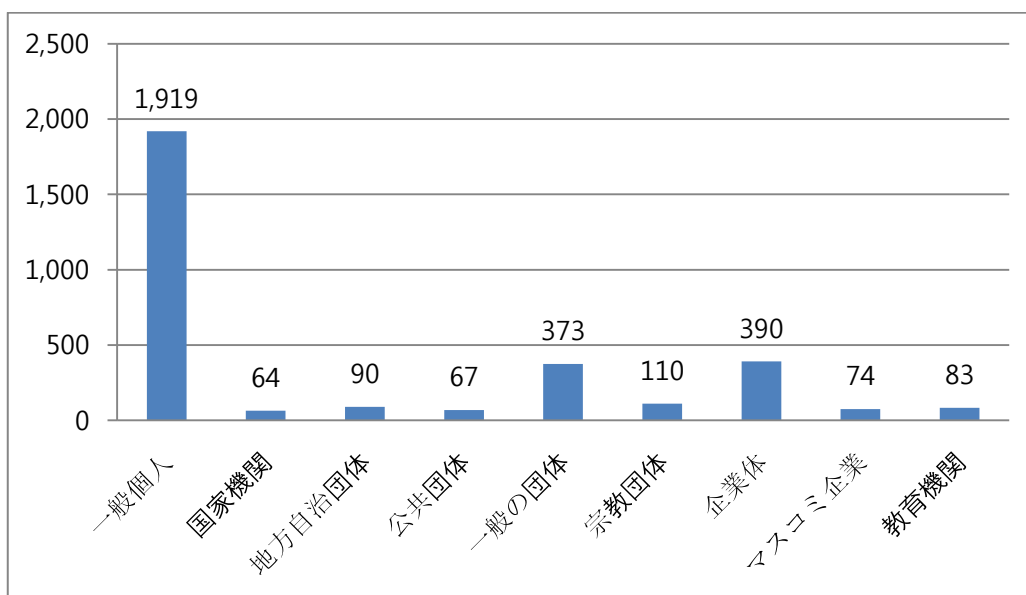
2016年メディアタイプ別の調停の現況は、インターネット新聞を対象として請求した事件が1,661件(52.4%)で最も多く、新聞が573件(18.1%)、放送423件(13.3%)、インターネットニュースサービス330件(10.4%)、ニュース通信165件(5.2%)の順であった。

インターネット新聞やインターネットニュースサービスなどインターネットを基盤とするメディアを相手方とした事件比率は、2014年66.2%、2015年62.9%、2016年62.8%である。3年連続の媒体対象調停請求件数を全て合計すれば、全体件数の67.8%であり、大多数の調停申請がインターネット・メディアを対象としたものである。



＜メディアタイプ別に調停の現況＞

2016年、申請人の類型別調停の現況は、一般個人が1,919件(60.5%)で最も多く、企業体390件(12.3%)、一般の団体373件(11.8%)、宗教団体110件(3.5%)、地方自治団体90件(2.8%)、教育機関83件(2.6%)などの順であった。



＜申請人の類型別調停の現況＞

2. 年度別の仲裁事件処理現況

当事者たちが訂正報道や反論の放送または損害賠償などの紛争に関して仲裁部の終局的決定に従うことに合意する手続きである仲裁制度は、2005年の導入後、2006年7件、2007年14件、2008年10件で請求自体が少なかった。2009年の言論仲裁法の改正によって、各ポータル、IPTVなどが調停・仲裁の対象に含まれたのを契機に、委員会は仲裁制度の活性化に向けて多角的な努力を傾けた。その結果、2009年111件、2010年77件、2011年113件、2012年59件、2013年190件と、仲裁事件の請求の現況は以前に比べて高いレベルとなった。しかし、最近3年間、仲裁申請は、2014年11件、2015年26件、2016年13件で10件余りに過ぎなかった。

一般に、仲裁制度は、商事紛争の分野で主に利用されるが、言論紛争は、当事者間に法律関係が事前に形成される余地がほとんどなく、そのため仲裁制度が活性化されにくい側面がある。

また、過去には、記事を提供するマスコミ各社に対する調停事件が円満に終結された場合、これを媒介したポータルに対する仲裁事件が続いた。しかし、現在は、記事を提供するマスコミ各社に対する調停結果がポータルにそのまま反映されている傾向があるため、申請人が、別途、サイトに対する申請するケースが減り、これが仲裁件数の減少につながった。

2016年の侵害類型別の仲裁現況を見てみると、計13件のうち、名誉毀損が9件であり、財産上損害が4件だったが、請求件数は、事後報道が5件(38.5%)であり、訂正報道や反論報道がそれぞれ4件(30.8%)だった。メディアの類型別仲裁の現況は、インターネット新聞9件(69.2%)、新聞・雑誌4件(30.8%)の順だった。一方、処理結果は全て仲裁決定であった。

III. 主要マスコミ調停の事例

1. 訂正報道の事例

Aマスコミは、ある時事教養番組で収賄容疑で捜査中の事件について報道し、該当の容疑者と同名の申請人の肖像を報道した。申請人は、事実確認なしに同名異人に過ぎなかった自分の肖像を無断で露出させ、これによって深刻な被害を受けているとし、訂正報道を請求した。審理の結果Aメディアが申請人の主張を認めて訂正報道することで和解が成立した。

2. 反論報道の事例

Bマスコミは、申請人の会社がリゾート開発過程で、開発会社との契約を一方的に破棄し、関連投資者たちが大きな損害を被ったと報道した。これについて、申請人は、開発メーカーに約定した日付まで融資金を返済できないことを理由として契約を解除したにもかかわらず、裏面合意、工事妨害などはすべて事実無根であり、投資者たちの損害は開発業者の欺罔によるものとし、反論報道を請求した。審理の結果、申請人の反論を掲載することで和解が成立した。

3. 事後報道事例

Cマスコミは、造景用の玄武岩を違法採取した行為を黙認した取り締まり担当の公務員が非拘束立件されたという内容を報道した。これについて、申請人は特殊職務遺棄の疑いに対して無嫌疑処分を受けたとし、事後報道と損害賠償を請求し、審理の結果、事後報道を掲載することで和解が成立した。

4. 事後報道と損害賠償の事例

D放送局は、幼稚園教師として在職中の申請人が児童を虐待したと報道したが、検察による調査の結果、無嫌疑処分を受け、報道当時、捜査中の事案だったにもかかわらず、申請人らの容疑事実を断定的に報道して被害を被ったとし、事後報道と損害賠償を請求した。審理の結果、D放送局は、申請人らの被害を認めて、事後報道と損害賠償額850万ウォンを支給することで和解が成立した。

5) 記事露出を除く・検索の遮断や損害賠償の事例

Eメディアは、申請人らが生活騒音に対する報復で上下層間騒音を起こし、住民と対立しているという内容を報道した。これに対して申請人らは、取材や放送について明確な拒否の意思を明らかにしたにもかかわらず、テーマと関係のない申請人の個人史を無断で報道してプライバシーが侵害されたとし、訂正報道と損害賠償を請求した。審理の結果、記事露出の除外と検索の遮断とともに、損害賠償額200万ウォンを支給することで和解が成立した。

IV. 言論仲裁委員会のその他の業務

1. 是正勧告

委員会は、言論仲裁法第32条に基づき、マスコミの報道内容による個人的・社会的・国家的法益の侵害事項を審議し、侵害が認められる場合、該当マスコミに是正を勧告することができる。是正勧告制度は、今後類似した法益侵害の報道が繰り返されないように勧告する措置として、該当マスコミに注意を促す効果を持ち、個人の人格権を含めた多様な法益侵害を予防し、国民の人権を保護するための制度である。

是正勧告小委員会は、委員長を含めて委員総会で選出する7名の委員で構成され、月1回以上開会される。是正勧告小委員会で議決された事項に対する是正勧告は、言論仲裁委員会名義で、当該マスコミの代表者に書面で提出する。一方、マスコミ各社は、言論仲裁委員会の是正勧告に対して異議があるときは、その通知を受けた日から7日以内に1回に限って再審を請求することができる。再審請求を受けた是正勧告小委員会は、当該請求に理由があると認められるときにはその是正勧告を取り消すことができる。

<審議基準>

- 個人的法益:プライバシーの保護、名誉毀損の禁止、刑事事件の被疑者及び特定強力犯罪事件の被害者・申告者などに対する身元公開禁止、単純告訴・告発事件の報道禁止、性暴力被害者の身元公開禁止、性暴力被害者及び家族のプライバシー保護など
- 社会的法益:人種・宗教・性別・疾病や障害者に対する差別表現禁止、災難報道時の被害者及び家族の人格権保護、犯罪事件に対する必要以上の説明の禁止、性と関連した扇情的な描写禁止、自殺事件に対する詳細な描写の禁止、麻薬類に対する詳細な報道禁止、世論調査報道時の公表要件充足、記事と広告の明確な区分など
- 国家的法益:国家安全保障、秩序維持または公共福利を侵害する内容の報道禁止、国家機密漏洩禁止など

2. 選挙の記事審議委員会

委員会は、公職選挙法第8条の3に基づき、選挙記事の公正性を維持するため、選挙記事議委委員会(以下‘選審委’という。)を設置・運営している。選審委は、国会に交渉団体を構成した政党と中央選挙管理委員会が推薦する各1名、そして言論学界、大韓弁護士協会、言論人団体や市民団体などが推薦する者を含めた9名以内の委員で構成される。現在、非常設機構である選審委の運営期間は、任期満了による選挙の場合には、予備候補者登録申請開始日の前日から、補欠選挙などの場合には、選挙日前60日(選挙日前60日以降に実施事由が確定された補欠選挙などの場合には、その選挙の実施事

由が確定した後10日)から設置され、選挙日後30日まで運営される。

選審委は、選挙の記事(社説・論評・広告、その他選挙に関する内容を含む)の公正性の有無を自主的に審議して、選挙の記事内容が不公正だと判断した候補者(候補者になろうとする者を含む)が該当の報道に対する是正を要求する場合、これを審議する。また、反論報道請求に対する候補者とマスコミ間の協議が決裂して、候補者(候補者になろうとする者を含む)、政党(中央党に限る)又はマスコミが選審委に反論報道請求を要求する場合、これを審議し、反論報道掲載するか否かを決定する。

3. マスコミ被害救済及び紛争予防教育など

委員会は、マスコミの被害や言論紛争を事前に予防するため言論人、教師、公務員、ロースクールの学生、一般大衆を対象に教育を実施している。社会のいたるところで発生する各種の紛争を平和的な方法で解決する多様なノウハウを提供し、マスコミ報道による被害を事前に予防して適切に対処する方法を教えることで、自由で責任ある言論の真の姿を実現するための各種教育を実施している。

委員会は言論法制及び調停・仲裁実務に関する刊行物を発刊し、セミナー・討論会など、学術行事も開催している。